

18 狩 猟 税 (平成18年度)

事 務 所	総 数		法第700条の52 第1号 該当分(税率16,500円)		法第700条の52 第2号 該当分(税率11,000円)		法第700条の52 第3号 該当分(税率 5,500円)	
	調 定 額	狩 猟 者 数	調 定 額	狩 猟 者 数	調 定 額	狩 猟 者 数	調 定 額	狩 猟 者 数
	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人
総 額	7 744	487	7 524	456	99	9	121	22
都 税 事 務 所	7 243	450	7 078	429	99	9	66	12
区 部	1 446	92	1 386	84	33	3	27	5
新 宿	1 446	92	1 386	84	33	3	27	5
多 摩	5 797	358	5 692	345	66	6	39	7
八 王 子	-	-	-	-	-	-	-	-
立 川	5 797	358	5 692	345	66	6	39	7
支 庁	501	37	446	27	-	-	55	10
大 島	297	24	247	15	-	-	50	9
三 宅	50	3	50	3	-	-	-	-
八 丈	154	10	149	9	-	-	5	1
小 笠 原	-	-	-	-	-	-	-	-

(備考) 狩猟税は狩猟者登録税と入猟税を統合し、平成16年4月に新たに創設された。